



c) 天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止。(台風などによるフェリーの欠航も含む)、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により、旅行の継続が不可能になったとき。	(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①、②、③で規定する変更を除きます。）は、第6項で定める「お支払対象代金」の次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更保証金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いたします。ただし、当該変更について当社に第18項の(1)の規定に基づく責任が発生せうことがある場合には、変更保証金としてではなく、損害賠償金の全部または一部としてお支払いたします。 ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更保証金をお支払いたしません。（ただしサービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更保証金をお支払いたします。） a) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変。 b) 戦乱。 c) 暴動。 d) 官公署の命令。 e) 欠航、不通、休業など運送・宿泊機関サービスの提供の中止。 f) 遅延、運送スケジュールの変更などの当初の運航（運行）計画によらない運送サービスの提供。 g) 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置。				
ウ) 当社が本項(2)(イ)の規程に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の契約関係は将来に向かってのみ消滅いたします。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものといたします。	② 第13・15項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合、当社は変更保証金をお支払いたしません。 ③ 集募パンフレットまたはホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができる場合においては、当社は変更保証金をお支払いたしません。				
エ) 解除の効果及び戻し 本項(2)(イ)に記載した理由で当社が旅行契約を解除したときは、第14項によりお客様が取消料を払って旅行契約を解除する場合を除き、契約を解除したために受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料、その他の名目ですべて支払い、またはこれから支払われなければならない費用があるときは、これをお客様のご負担といたします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けている旅行サービスにかかる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払ったはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払ったはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払い戻しいたします。	④ 本項(1)の規定により当社が旅行契約を解除した時は、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻る為の必要な手配をいたします。				
16. 旅行代金の払戻し 当社はお客様に対し戻しすべき金額が生じた時は、次の通り払い戻しいたします。	⑤ 旅行開始前の旅行契約解除による払戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に払い戻しいたします。 ⑥ 旅行開始後の旅行契約解除及び旅行代金減額分の払戻しは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。 ⑦ クーポン類の引渡し後の払い戻しについてはお引渡ししたクーポン類が必要となります。クーポン類の提出がない場合には旅行代金の払い戻しができないことがあります。 ⑧ お客様は出発日より1ヶ月以内にお申し込み店に払い戻しをお申し出ください。 ⑨ 本項(1)の規定は第18項または第20項で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。				
17. 添乗員 (1) 添乗員が同行する旨を表示したコースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は原則として定められた日程を円滑に実行するため必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため、添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。 (2) 現地添乗員が同行する旨を表示したコースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。 (3) 個人型プランには添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。 (4) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間ににおいて、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きはお客様自身で行っていただきます。	18. 当社の責任 (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。 (2) お客様が次に掲げる理由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。 ① 天災地変、気象条件、暴動、これらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止 ② 運送・宿泊機関の事故若しくは火災、サービス提供の中止、またこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは、旅行の中止 ③ 官公署の命令、または伝染病による隔離 ④ 自由行動中の事故 ⑤ 食中毒 ⑥ 盗難 ⑦ 運送機関の遅延、不通、経路変更又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮 ⑧ 旅行日程にかかる損害金を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除く。）として取扱いいたします。 (3) 当社は、荷物について生じた本項(1)の規程にかかるべき損害金（15万円を限度）を負担いたします。 19. 特別補償 (1) 当社は第18項-(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当該旅行契約特定特別補償規定で定めるところにより、当社が実施する国内募集型企画旅行に参加するお客様が当該旅行中に急激かつ個然な外來の事故によってその生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡保証金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円をお支払いいたします。また所定の身の回り品に損害を被ったときは旅行業約款「特別補償規程」にそる損害保証金（15万円を限度、ただし一箇または一対の保証限度は10万円）をお支払いいたします。ただし、当社は現金、クレジットカード、キャッシュカード・クーポン券、航空券、パスポート、免許証、貯金証書、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等当社約款の特別補償規程に定める対象除外品目については補償いたしません。 (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、疾病などその他、募集型企画旅行の旅行日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動力機（モーターハンググライダー、マクロライド機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗などの他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の保証金及び見舞金をお支払いたしません。 (3) 当社が第18項(1)の責任を負うことになったときは、この保証金は当社が追うべき損害賠償金の一部（または全部）に充当いたします。	20. お客様の責任 (1) お客様の故意・過失・法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規程を守らないことにより当社が損害を受けた場合はお客様から損害の賠償を申し受けます。 (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務・その他旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。 (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。	21. オプショナルプランまたは情報提供 (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を受取して当社が実施する募集型企画旅行（以下「当社企画・募集・実施のオプショナルプランといいます」）は募集パンフレット、またはホームページなどで「企画・実施株式会社マリンエージェンシー」などと明示いたします。当社企画・募集・実施のオプショナルプランに対する第19項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容一部として取り扱います。 (2) 募集パンフレット、またはホームページなどでオプショナルプランの企画・募集・実施が当社以外である旨を明示した場合には、オプショナルプラン参加中にお客様に発生した第19項（特別補償）で規定する損害にたいしては同項の規程に基づき損害補償金又は見舞金を支払います。また当該オプショナルプラン進行に係る主催者の責任及びお客様の責任はすべて、当該オプショナルプランが催行される当該主催者の定めによります。 (3) 当社は、募集パンフレットまたは、ホームページなどで、「単なる情報提供」として可能なスポーツなどを記載する場合がございます。この場合当社の募集型企画旅行参加中に当該可能なスポーツによりお客様に発生した損害に対しては当社は第19項の特別補償規程は適用いたしませんが、それ以外の責任を負いません。	22. 旅行保証 c) 天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止。(台風などによるフェリーの欠航も含む)、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により、旅行の継続が不可能になったとき。	ウ) 当社が本項(2)(イ)の規程に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の契約関係は将来に向かってのみ消滅いたします。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものといたします。